

今回の意見交換のテーマ

令和2年1月24日(金)

国土交通省海事局

■ 労働環境改善へのオペレーター及び荷主の関与のあり方

- ✓ 仮バースの定期的な取得等、運航スケジュールの改善に積極的に取り組むオペレーターが存在する一方、船員の長時間労働の一因が、航海と荷役の連続など、運航スケジュールの設定に存在するとの指摘もあるところ。
- ✓ 伝統的には船員の労務問題は船主専管事項とされていたが、適正な労務管理の実現に向けて、オペレーターによる運航スケジュールの設定と労働時間の管理は密接不可分との指摘。
- ✓ この点、定期傭船契約においては、契約上、法令の遵守も含めオペレーター側に船員・船舶への安全配慮義務が生じるとの解釈も存在するが、制度上明示の規定はない。また、労働法の観点からも長時間労働の責任が使用者を超えてオペレーターにまで及ぶと解釈することは現行法令上困難と解される。
- したがって、労働時間の管理をオーナー（使用者）が適切に実施することを前提として、オペレーターも、運航スケジュール設定の際、当該労働時間の情報を勘案し、労働関連の法令遵守を担保できるような仕組みを検討してはどうか。

※使用者による労働時間の管理については、船員部会で別途検討中。
- また、この仕組みを実効性あるものとするため、他事業の例も参考に、オーナー及びオペレーターによる法令遵守に荷主も協力することを担保する仕組みを検討してはどうか。

■ 契約のあり方

- ✓ 日本海運集会所が関係者の合意のもとに各種契約書の書式を作成しているにもかかわらず、一部の事業者においては書面契約を行っていない、相当数の事業者が荷役について契約上明確に取り決めていないなど、同書式の使用をはじめ、適正な契約締結をいかに担保するかが課題。
- 他業種も参考にしつつ、例えば、書面による契約を担保する仕組みや、一定の事項を契約上明確にすることを担保する仕組みを検討してはどうか。
- また、運賃・用船料の充足度と内訳明示の有無や相手方との交渉の有無に相関関係が見られることを踏まえ、他業種も参考にしつつ、問題となりうる取引行為（例：通常支払われる運賃より低い運賃の一方的な設定）と望ましい取引行為（例：原価計算を行った上での見積書の提示による運賃協議）の類型を整理するなど、適正取引を推進するための施策を検討してはどうか。